

平成22年3月26日

福井交通圏タクシー特定地域協議会

福井交通圏のタクシー協議会における地域計画の作成  
について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー適正化・活性化法）」（平成21年法律第64号）の施行に基づき、平成21年10月1日国土交通省告示第1038号により特定地域に指定された福井交通圏におけるタクシー特定地域協議会において、今般、別添のとおり「地域計画」が作成されましたのでお知らせします。

（問い合わせ先）

福井交通圏タクシー特定地域協議会

事務局

中部運輸局 福井運輸支局（輸送監査担当）廣瀬、榊原

0776-34-1602

社団法人福井県タクシー協会

勝木

0776-34-1722

## 福井交通圏における地域計画の作成について

### 1. 概要

福井交通圏タクシー特定地域協議会においては、タクシー適正化・活性化法が施行された昨年 10 月以降 3 回にわたり協議会を開催し、タクシー事業の現況の分析、地域計画の作成に向けた検討を行い、各界からご参加いただきました委員の皆様により活発な議論がされました。

平成 22 年 3 月 18 日（木）の第 3 回協議会において、委員の皆様の合意を得て、地域計画が作成されました。

今後、この地域計画の作成を受け、同交通圏内のタクシー事業者は、特定事業計画（減車・休車等の事業再構築を含む。）認定申請を国土交通大臣等に対して行うことが可能となりますが、数多くのタクシー事業者がタクシー適正化・活性化のための計画を策定し、取り組むことを呼びかけるとともに、協議会としては、その進捗状況についてフォローアップしていきます。

### 2. 協議会について

#### ・検討経緯

平成 21 年 12 月 11 日 第 1 回協議会（設立等）

平成 22 年 2 月 8 日 第 2 回協議会（地域計画骨子案の提示）

平成 22 年 3 月 18 日 第 3 回協議会（地域計画の決定等）

設立にあたり、設立準備会を設置

#### ・構成員の概要

##### ・構成員の概要

会 長            鈴木 秀雄        （中部運輸局福井運輸支局長）

副会長           山本 文雄        （社団法人福井県タクシー協会会長）

座 長            手塚広一郎      （福井大学教育地域科学部准教授）

- 添付資料
- ・福井交通圏タクシー特定地域協議会委員名簿
  - ・福井交通圏タクシー地域計画

## 福井交通圏タクシー特定地域協議会委員名簿

福井県 総合政策部 交通まちづくり課長	山内 和芳
福井市 都市戦略部 交通政策室長	梅田 精一
鯖江市 商工政策課長	中村 修一
あわら市 市民生活課長	徳丸 敏郎
坂井市 企画課長	篠崎 純一
吉田郡永平寺町 総務課長	布目 洋一
丹生郡越前町 政策調整室長	武藤 幹雄
社団法人福井県タクシー協会長	山本 文雄
福井県個人タクシー協同組合 代表理事	真柄 祐二
嶺北個人タクシー協同組合 代表理事	奥村 正幸
光タクシー有限会社 代表取締役	鎌田 貞男
ケイカン交通株式会社 取締役相談役	石塚 善榮
鯖江タクシー株式会社 代表取締役	清水 康弘
全国自動車交通労働組合連合会	
福井地方連合会 執行委員長	長谷川 敏男
福井市 自治会連合会長	加畑 一三
財団法人 福井観光コンベンション協会	
専務理事	藤岡 眞一
福井大学 教育地域科学部 准教授	手塚 広一郎
福井労働局 労働基準部 監督課長	前村 充
福井県警察本部 交通部 交通規制課長	白崎 典孝
中部運輸局福井運輸支局長	鈴木 秀雄

(順不同、敬称略)

# 福井交通圏タクシー地域計画

福井交通圏タクシー特定地域協議会

平成22年3月18日

## ．タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

### 1．福井交通圏におけるタクシーの位置付け、果たすべき役割

タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関であり、特に次のような優れた特性を活かして、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができることから、地域住民の生活利便の向上や地域社会の活力維持にも資する公共交通機関である。

地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる

面的に移動できるため機動性や移動の自由度が高い

深夜など時間を選ばずにいつでも誰もが利用できる

また、高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待されるとともに、観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割も期待されている。

特に、鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した地域密着型の生活支援、移動制約者の移動手段の確保、まちづくり・都市政策等一体となった移動機能の向上等、それぞれの地域において、タクシー機能を安定的に維持・活性化していくことが必要である。

### 2．福井交通圏におけるタクシー事業を巡る現状

タクシー需要の減少

自家用自動車の増、運転代行の増、介護タクシーの増等により輸送需要が減少。

輸送実績の悪化

自家用自動車の増、運転代行の増などにより、輸送回数、運送収入などの輸送需要の減少に歯止めがかからない状況となっている。

【平成13年度 平成20年度の推移】福井交通圏

	法人タクシー	個人タクシー
輸送回数	312万回 240万回(-25%)	42万回 37万回(-12%)
運送収入	44億円 34億円(-21%)	4.8億円 4.4億円(-9%)
総走行キロ	2,801万キロ 2,250万キロ(-20%)	378万キロ 360万キロ(-5%)
実車キロ	1,208万キロ 933万キロ(-23%)	135万キロ 118万キロ(-13%)

運転者の労働条件の悪化

車両台数の減少はわずかであるのに対して、運送収入の大幅減少等により、運転者一人当たりの賃金は低下する傾向であり、福井県下におけるタクシー運転者の年間賃金は、246.8万円(平均年齢60.8才)と全産業の男子平均賃金499.6万円(平均年齢41.7才)と比較して大きく下回っている状況。

また、月間労働時間は、204時間と全産業労働者の男子平均186時間を上回っている状況。

#### 運賃の改定状況

平成8年に7.7%の運賃改定し、以後改定できない状況となっている。

また、平成20年5月に運賃改定申請したが、審査期間中取り下げがあり、平成21年8月申請は却下された。

なお、現在公示されている自動認可運賃を採用している法人事業者は100%である。

### 3. 地域公共交通機関としての業界の取組

#### (1) 運賃の公共的割引の実施

##### 【制度】

- ・身体障害者、知的障害者割引 1割引 全社実施
- ・高齢者割引 1割引 5社実施

【割引適用実績】(期間：平成20年度 調査対象：36社)

##### 身体障害者割引

総輸送回数	割引輸送回数	割引輸送回数の割合
3,043,903	87,868	2.9%

総輸送収入	割引輸送収入	割引輸送収入の割合
4,718,689,910	11,152,550	0.24%

#### (2) 福祉タクシーの取り組み

車椅子専用車等を導入し対応を図っている。

#### (3) 幼稚園児等の送迎(子育て支援)

幼稚園または各保護者との契約により、各地域でチャイルドシート等を用意し、各事業者個別に実施。

#### (4) 観光タクシーの実施

平成19年12月より観光タクシーの「駅から観タクン」をJR福井駅とJR芦原温泉駅にて、JR鉄道を利用して福井へ来られた方の観光用として運行開始。

- ・予約なしで、駅にて客待ちのタクシーを利用(駅にて乗車券購入)
- ・運賃は通常の半額
- ・あらかじめ、2時間の観光コース設定

(輸送実績)平成20年度(20.4.1~21.3.31)

駅名	利用台数	利用人員
J R 福井駅	826台	1,533人
J R 芦原温泉駅	385台	1,001人

J R 芦原温泉駅については、平成19年12月~平成20年3月までの実績、(平成21年10月より再開)

#### (5)「タクシー子供110番」実施

子どもを様々なトラブルから守り、安全・安心な地域社会の実現のために、24時間走り続けるタクシーの特性を活かし、タクシー無線を活用して「タクシー子供110番」活動を実施。

#### (6)「忘れ物」問い合わせに対応

協会事務局に月平均9件程度有り、その都度各会社あて照会し対応。

(特筆)

タクシーの泥酔状態での乗車の場合、乗車場所・時刻等不明な場合が多い。

また、忘れ物では携帯電話、財布、カバンの忘れ物が多くなっている。

#### (7)禁煙タクシーの導入

平成21年1月より、健康増進法を受けて、不特定多数のお客様が利用される公共交通機関として、受動喫煙防止や快適な車内空間の維持のため、県下一斉に全車両禁煙化を実施。

#### (8)環境対策等(地球環境保全・省エネ対策)

- ・「エコドライブ運動」を推進し、アイドリングストップ等省エネを図っている。
- ・J R 福井駅にて、環境対策としてCO<sub>2</sub>削減に効果がある「タクシーショットガンシステム」を平成21年12月より実施。
- ・低燃費LPG車への代替え(本年度17台代替え)

#### (9)「便利タクシー」の実施

体の不自由な高齢者等を対象に病院の予約や薬の受け渡し等、買い物代行等をタクシーが行う「救援事業等」のサービスを実施。

(事例)

- ・病院の順番取り
- ・忘れ物の代理取得
- ・切符などの予約、購入
- ・緊急に血液が必要な場合の輸送 など

単に役務を提供する行為及び役務提供に連動して生ずる非定型的な物品輸送であって、社会通念上貨物運送行為と見なされないものを行う場合に限る。

#### (10)地域密着型生活支援として、乗合タクシーの運行

路線バスの廃止の後の代替バスやコミュニティーバスとして、タクシー事業者がタクシー車両を使って運行している。

福井市	乗合タクシー
大野市	乗合タクシー

勝山市	コミュニティーバス
鯖江市	コミュニティーバス
永平寺町	コミュニティーバス
越前町	フレンドリー号
高浜町	デマンドタクシー

#### (11) タクシー代行

飲酒運転防止及び「乗って安心・安全」の観点から、タクシー代行を実施。

県内19社実施

#### (12) 交通問題への対応

平成21年12月より、駅周辺、繁華街等の交通問題の解消対策として、JR福井駅にて第二タクシープールを利用する「タクシーショットガンシステム」導入。

繁華街等での街頭指導の実施。

#### (13) 運転者のための防犯対策の実施

運転者の身の安全を守るためタクシー車両に防犯仕切板装着。

### 4. 取組の方向性

福井交通圏における上述の状況を踏まえ、当該地域のタクシー事業の適性化、活性化を図るための目標を次のとおり定め、目標を実現するためにタクシー事業者及び関係機関は特定事業及びその他事業に取り組む。

- ・タクシーサービスの活性化
- ・安全性の維持・向上
- ・事業経営の活性化、効率化
- ・タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ・交通問題、環境問題、都市問題の改善
- ・過度な運賃競争への対策

「特定事業」とは

一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、情報通信技術の活用による運行の管理の高度化、利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施その他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もって一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいう。

## ・地域計画の目標

### 1. タクシーサービスの活性化

長期的に輸送需要が低迷するなか、タクシー需要の適正化を図る上で、タクシー事業者が地域の輸送需要に対応した適切な運送サービスを提供するなど輸送需要に対応した運営を図ることを目標とする。

#### (1) 観光タクシーの推進

観光推進を図る上で福井交通圏においては、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高く、運転者の接遇もてなしの精神の向上はもとより、観光に関する幅広い知識やそれを利用者に伝える技術の習得等を図ることが求められる。具体的には接遇や観光に対する運転者講習会等の充実を図ることにより、良質なサービスの提供を図る。

#### (2) タクシー車両を使用した乗合タクシーの推進

電車、バス等の他の公共交通機関の空白地帯が多い当該地域においては、地域住民の生活の足としてタクシーの重要性は極めて高く、地域の総合的な交通体系の構築を念頭に、タクシー車両を使用した乗合タクシー導入の検討を行うなど、従来のタクシーやバス運行では対応できない需要、要請に対する取り組みを展開する。

展開の方法として、事業者自らが地域密着型生活支援サービスとしてのタクシー車両の利用方法等について直接地方自治体等へ提案するとともに、地域公共交通会議等に積極的に参画できるよう働きかける。

#### (3) ケア輸送の推進

障害者等の移動制約者を目的地までの確に運ぶことは、ドアツードアの輸送の特性であるタクシーにとって、真に求められている輸送サービスの一つであり、近年全国的に広がりを見せている子育てタクシー（就労中の親の代わりに子供を目的地まで輸送するサービス）などに対した場合も同様である。タクシー事業者は地域社会の要請を十分くみ取る努力と、新しい需要、要請に対応する質の高いサービスの向上を目指した活性化策を推進するものとする。

#### (4) 便利タクシーの拡大

体の不自由な高齢者等を対象に病院の予約や薬の受け渡し等、買い物代行等タクシーが行う「救援事業等」のサービスを行う事業者を拡大する。

### 2. 安全性の維持・向上

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うこと、社会的な信頼を向上していく必要がある。

国土交通省では、事業用自動車の死亡事故・人身事故の半減、飲酒運転ゼロを目指すべく、国、事業者個々が実施すべき施策を取りまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」を平成21年3月に策定したところであり、福井交通圏においても当

該目標を達成するべくタクシー事業者が安全対策に取り組むのはもちろんのこと、行政機関等関係者も不断の取組を実施する。

### 3. 事業経営の活性化、効率化

タクシー事業の効率的な事業運営のためには、車両の稼働率の向上もさることながら、車両以外の設備（営業所、車庫、無線設備等）や管理体制そのものの効率化も視野に入れる必要がある。そのため、各タクシー事業者においては、事業用施設共用化、共同配車等の構築や複数企業の協業化、企業の合併、譲渡譲受の可能性について検討していくこととする。

### 4. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

タクシー運転者の労働条件の悪化を防止し、事業者、事業者団体のみならず国や地域関係者を含め、それぞれの立場から法定労働条件の遵守はもとより、賃金等に関し必要な対応を図ることとする。

具体的には、賃金や労働時間に関しタクシー運転者と他産業の平均賃金や労働時間との格差を可能な限り縮めることを目標とする。

なお、現在国土交通省では「タクシー賃金システム等懇談会」において、タクシー運転手の賃金制度等のあり方について議論されているところであり、今後、本懇談会の報告を踏まえた対策を取ることとする。

また、優良な運転者を確保するため、タクシー事業を魅力ある職場とするとともに、若年運転者の採用や育成に取り組むこととする。

### 5. 交通問題、環境問題、都市問題の改善

繁華街等で生じている乗車待ちタクシー等による違法駐車などの問題を改善し、特定の繁華街や駅周辺の局所的な集中を緩和し、地域における円滑な交通の確保を目標とする。

また、政府は、温室効果ガスの削減目標について1990年度比で20年までにCO<sub>2</sub>排出量を25%削減することを目指すことを表明して、タクシーにおいても供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等により、政府の目標達成に貢献できるよう取り組むこととする。

#### (1) 繁華街等における違法駐車解消

繁華街等において、タクシー車両が客待ちのため違法駐車する結果、周辺の道路混雑や歩行者との交錯が生じ、地域における円滑な交通の確保に支障を生じるとともに、街の景観の悪化など、都市政策、観光政策にも悪影響を及ぼすことになる。

特に、福井駅前電車通り周辺における違法客待ちの実態については、そこが駐停車禁止区域でしかも交差点内にも関わらず違法駐車している実態は、もはや看過できるものではない。本件については、これまでも警察による取締りや運輸支局による指導、

またタクシー協会による街頭指導等対策が講じられてきたところであり、引き続き関係行政機関は取り組みを継続することとする。一方で、本件は一義的には個々の事

業者が遵法意識を高く持ち、自らが適正化しない限り解決には至らないものと考えられる。

今後、福井駅周辺での違法駐車行為撲滅のための事業者間合意の締結など、タクシー事業者自ら実行する仕組みを構築し推進する。

さらに、福井駅周辺のタクシー乗場の見直し、整備、及びJR福井駅にて実施しているショットガン方式等を活用することにより、タクシー乗場へのスムーズな進入の確保、交通渋滞の緩和、空走行の削減を図ることとする。

## (2) 環境対策として

デジタル式GPS-AVMシステムの導入による効率的配車により無駄な走行の削減を図る。

環境対応車（EV、ハイブリット、低燃費LPG等）の積極的な導入等により、政府の目標達成に貢献できるよう取り組むこととする。

環境負荷の軽減を図るためグリーン経営認証の拡大を図る。

## 6. 過度な運賃競争への対策

運賃競争は、消費者の利益にかなう一方で、過度な運賃競争が行われた場合、運転者の労働条件や安全性の確保のための経費の削減が生じやすく、不当な競争を引き起こす恐れがあると共に安全性やサービスの質の低下を通じて利用者に不利益をもたらす恐れがある。

なお、運賃については交通政策審議会及び同答申に基づき設置された運賃問題研究会でも検討されている経緯があり、過度な運賃競争への対応についてはそれらの報告書等を踏まえた適切な対応を目標とする。

### 上記の目標達成のため必要となる供給過剰状態の解消

福井交通圏では、中部運輸局が提示した適正と考えられる車両数を斟酌し、関係者は1～6の目標を達成するために需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力の減少等供給過剰状態の解消に努めるべきである。

具体的な効果として、交通渋滞・違法駐車等の解消等による交通問題、環境問題、都市問題の解消及び運行の効率化による事業経営の活性化、効率化並びに日車营收の増加による労働条件の改善等が図られるなどのタクシーの公共交通機関としての機能の向上が図られる。

ただし、その際には、利用者の利便性をそこなうことがないように、また、タクシー運転者が職を失うなど労働条件を不当に変更することのないように留意する必要がある。

・地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

・に掲げた地域計画に定めた取組目標達成のために、特定事業及びその他の事業に関する事項を次のとおり定める。

## 1. タクシーサービスの活性化

### ・特定事業

事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)観光タクシーの拡大	・「駅から観タクン」の対応駅の拡大 ・ホテル等からの観光タクシーの拡大	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者	平成22年 ～
(2)運転者向け講習会の実施	・接遇や観光に対する運転者講習会を実施	タクシー協会 個人タクシー組合	平成22年 ～
(3)ケア輸送等の推進	・車椅子対応車の導入の拡大 ・子育て支援タクシーの導入 ・チャイルドシートの導入拡大	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者	平成22年 ～
(4)便利タクシーの拡大	・体の不自由な高齢者等を対象に救援事業の拡大	タクシー事業者	平成22年 ～
(5)利便性につながる機器の導入拡大	・カード決済機の導入拡大 ・ETCの導入拡大	タクシー事業者	平成22年 ～
(6)タクシー代行の拡大	・飲酒運転防止に役立つタクシー代行の拡大	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者	平成22年 ～
(7)短距離利用歓迎PR	・短距離、ワンメーターを歓迎する利用者へのPR	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者	平成22年 ～

### ・その他の事業

事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)乗合タクシーの拡大	・交通空白地帯の住民の足としての乗合タクシーの拡大の検討と関係自治体への具体的提案の実施	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体	平成22年 ～
(2)WEB サイト開設の検討	・条件に応じたタクシー検索及び車内遺失物情報等を提供するタクシー協会のHPの開設を検討する。	タクシー協会	平成22年 ～

## 2. 安全性の維持・向上

### ・特定事業

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)運輸安全マネジメントの普及・啓発	・運輸安全マネジメントの必要性を啓発し、普及を図る。	タクシー協会 運輸支局	平成22年 ～
(2)運輸マネジメント講習の受講	・運輸マネジメント講習を受講し、安全意識の向上を目指す。	タクシー事業者	平成22年 ～
(3)安全運転講習会の受講	・安全運転講習会を受講し、安全運転を実践する。	タクシー事業者	平成22年 ～
(4)ドライブレコーダー・デジタル式タコグラフの導入	・ドライブレコーダーやデジタル式タコグラフを導入し、機器を活用した運行管理や事故防止教育を実施し、安全意識の向上を目指す。	タクシー事業者	平成22年 ～

### ・その他の事業

事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)自動車関連の他団体と連携した事故防止活動の実施	・自動車関連団体（バス協会、トラック協会等）と連携し、高速道路における交通事故防止活動等を実施する。	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者 関係団体	平成22年 ～

## 3. 事業経営の活性化、効率化

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)経営の合理化	・事業用施設の共用化、共同配車の導入	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者	平成22年 ～
(2)深夜時間帯の各社輪番制等による効率化	・深夜の時間帯の輸送需要に対応した合理的な運営方法の導入	タクシー事業者	平成22年 ～
(3)勤務交番見直しによる輸送効率の向上	・輸送需要に対応した合理的な運営方法の導入	タクシー事業者	平成22年 ～
(4)デジタル GPS・AVM の導入	・デジタル GPS・AVM を導入し、効率的な配車を行う。	タクシー事業者	平成22年 ～
(5)共同購入推進による経費の圧縮	・部品や燃料などの共同購入を推進し、経費の圧縮を図る。	タクシー事業者	平成22年 ～

#### 4. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)労働時間の短縮	・タコグラフの活用など運行管理の徹底により労働時間の短縮を図る。	タクシー事業者	平成22年～
(2)賃金の改善	・「タクシー賃金システム等懇談会」の賃金制度のあり方の報告を踏まえて対応を図る。	タクシー事業者	懇談会の報告後
(3)乗務員負担制度の見直し	・乗務員負担の軽減を図る	タクシー事業者	平成22年～
(4)運転者の安全及び健康診断の充実等	・ドライブレコーダー、防犯仕切板等の導入の拡大を図る。 ・運転者の高齢化を踏まえ、健康診断項目の充実を図る。 ・防犯訓練の実施等防犯体制の強化を図る。	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者 警察	平成22年～
(5)運転者の負担の軽減	・マニュアル車からAT車への変更、領収書自動発行機の導入拡大を図る。	タクシー事業者	平成22年～
(6)若年労働者の積極的な雇用の促進	・タクシー事業を魅力ある職場とするよう労働条件等の改善を行い、若年労働者の雇用の促進を図る。	タクシー事業者	平成22年～
(7)福利厚生施設等の充実	・休憩室や仮眠室などの施設を充実させ、働きやすい職場とする。	タクシー事業者	平成22年～
(8)女性が働きやすい職場環境の整備	・女性専用更衣室の設置等女性が働きやすいように職場環境を整備する。	タクシー事業者	平成22年～
(9)洗車機の導入	・洗車機を導入し、運転手の負担を軽減する。	タクシー事業者	平成22年～

#### ・その他の事業

事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)食事・休憩可能な提携施設等の確保	・運転手が休憩や食事を営業所以外の施設でとれるよう、管理者と提携を行い確保する。	タクシー協会 個人タクシー組合 施設管理者	平成22年～

## 5 . 交通問題、環境問題、都市問題の改善

特定事業名	具体的内容	実施主体	実施時期
(1)福井駅前電車通りを中心とした違法駐車排除	・違法駐車しない意識の徹底及び違法駐車撲滅のための事業者間の合意形成を図る。 ・街頭指導による違法駐車排除 ・取締の強化	タクシー協会 個人タクシー組合 タクシー事業者 運輸支局 警察	平成22年 ~
(2)福井駅前周辺等タクシー乗場の見直し及び整備	・利用者の利便に配慮したタクシー乗場の見直し、整備を図る	タクシー協会 個人タクシー組合 警察	平成22年 ~
(3)福井駅電車通り付近のタクシー乗場案内板の設置	・タクシー乗場の位置を利用者に周知を図るためとタクシー乗場の利用をお願いする看板の設置を検討	タクシー協会 個人タクシー組合	平成22年 ~
(4)ショットガンシステムの活用	・交通渋滞、無駄な走行の削減によりCO <sub>2</sub> の削減を図るためと共に、違法駐車を無くすため、ショットガンシステムの活用について検討	タクシー協会 個人タクシー組合	平成23年 ~
(5)低公害車の導入拡大	・環境対応車( EV、ハイブリット、低燃費 LPG車等 )の導入によりCO <sub>2</sub> の削減を図る。	タクシー事業者	平成22年 ~
(6)デジタル式GPS - AVMシステムの導入拡大	・効率的な配車によりCO <sub>2</sub> の削減を図る。	タクシー事業者	平成22年 ~
(7)グリーン経営認証の取得事業者の拡大	・環境負荷の少ない事業運営を推進するためグリーン経営認証の取得事業者の拡大を図る。	タクシー事業者	平成22年 ~

## 特定事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

- 1 .これまでの分析から明らかなように、タクシーが公共交通として健全に機能し、 に掲げた各目標を着実に実現させるためには、諸問題の根幹にある供給過剰状態の解消をすることが必要である。
- 2 . 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法では、特定事業計画には、特定事業と相まって事業再構築（事業の譲渡又は譲受け、法人の合併又は分割、事業の供給輸送力の減少、事業用自動車の使用の停止）について定めることができることが規定されている。また、同法に基づく基本方針には「事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。地域におけるタクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、タクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されているところである。以上の趣旨を踏まえて、タクシー事業者は積極的に特定事業計画と相まった減車等の事業再構築についても検討し、特定事業を進めることが必要不可欠である。

以上